

日本における書籍検索制度を確立するための検討組織の発足にあたって

このたび日本における書籍検索制度のあり方を検討する組織が発足する運びとなったことは、国立国会図書館の構築しつつあるデジタルアーカイブを中心として、国民の共有財産と言える書籍の自由な検索と活用に道を開こうとするもので、歓迎すべきものであります。

このシステムが著作権者や出版社などにとっても好ましいものであり、日本の出版文化の一層の発展に貢献するものとなることが大切であります。

国立国会図書館としても、こういった取り組みに協力・協調し、当館が納本制度によって蓄積してきた図書資料という文化遺産が日本中の人々に広く活用されることになるよう努力したいと考えております。

国立国会図書館長 長尾 真